

## 「JAカードローン」商品概要説明書

（令和8年4月1日現在）

<b>商品名</b>	JAカードローン																
<b>ご利用いただける方</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAの地区内に居住またはお勤めの方で、当JAの組合員の方。 ※現在組合員でない方でも、当JA所定の出資金をお預けいただけますと、組合員となることができます。</li> <li>●ご契約時の年齢が満20歳以上65歳未満の方。 ※ただし、契約金額が50万円以内の場合は満20歳以上70歳未満の方。</li> <li>●原則、前年度税込年収が200万円以上ある方（自営業者の方は収入から必要経費を差し引いた「前年度税引前所得」とします）。 ・ただし、農業者の方は、前年度税込年収が150万円以上ある方。</li> <li>●勤続（または営業）年数が1年以上の方。 ・ご契約額が100万円超の場合は、勤続（または営業）年数が3年以上あること。</li> <li>●生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること）。</li> <li>●当JA（他JAを含む）との間でカードローン取引およびカードローン借換資金取引を行っていない方。</li> <li>●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証が受けられる方。</li> <li>●その他当JAが定める条件を満たしている方。</li> </ul>																
<b>資金用途</b>	●生活に必要な一切のご資金とします。																
<b>借入金額</b>	●10万円以上300万円以内（ご契約額は10万円単位）。																
<b>契約期間</b>	●ご契約日から1年後の応当日の属する月の約定返済日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当JAがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様としますが、満65歳（契約金額50万円以内の場合は満70歳）の誕生日以降は契約の更新は行いません。																
<b>借入利率</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●変動金利とします。</li> <li>●利率は店頭に掲示します。詳しくは、当JAのローン相談窓口へお問い合わせください。</li> <li>●満65歳の誕生日（契約金額が50万円以内の場合は満70歳の誕生日）の経過により契約の更新を停止して以降は、契約更新停止時の利率を完済時まで適用します。</li> </ul>																
<b>返済方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●約定返済 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">前月約定返済日現在のお借入残高</th> <th style="width: 50%;">ご返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1万円未満</td> <td>前月約定返済日現在のお借入残高</td> </tr> <tr> <td>1万円以上50万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超100万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超150万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>150万円超200万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>200万円超250万円以下</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>250万円超300万円以下</td> <td>6万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、返済日前日のお借入残高が上記約定返済額を下回る金額になった場合には、返済日前日現在におけるお借入残高をご返済いただきます。</li> </ul>	前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額	1万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高	1万円以上50万円以下	1万円	50万円超100万円以下	2万円	100万円超150万円以下	3万円	150万円超200万円以下	4万円	200万円超250万円以下	5万円	250万円超300万円以下	6万円
前月約定返済日現在のお借入残高	ご返済額																
1万円未満	前月約定返済日現在のお借入残高																
1万円以上50万円以下	1万円																
50万円超100万円以下	2万円																
100万円超150万円以下	3万円																
150万円超200万円以下	4万円																
200万円超250万円以下	5万円																
250万円超300万円以下	6万円																

	<ul style="list-style-type: none"> <li>●任意返済 毎月の約定返済のほかに、当JA窓口あるいはATMから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことになりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。</li> </ul>
利息の計算方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>●毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。</li> </ul>
担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> </ul>
保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>●当JAが指定する保証機関（愛媛県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</li> </ul>
保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保証料（保証料率：年2.0%）をお支払いいただきます。</li> </ul>
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>●不要です。</li> <li>●ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</li> </ul>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店（所）または金融部信用企画課（電話：0895-22-8111）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</li> <li>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。 上記当JA金融部信用企画課またはJAバンク相談所にお申し出ください。愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>●お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>●印紙税が別途必要となります。</li> <li>●その他ご不明の点がございましたら、当JAのローン相談窓口までお問い合わせください。</li> </ul>

